

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成28年2月15日 午前9時57分～午前11時7分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（8人）

|      |        |    |         |
|------|--------|----|---------|
| 委員長  | 大田黒 博  | 委員 | 徳永 武次   |
| 副委員長 | 今塩屋 裕一 | 委員 | 谷津 由尚   |
| 委員   | 佃 昌樹   | 委員 | 小田原 勇次郎 |
| 委員   | 川添 公貴  | 委員 | 森 満 晃   |

---

### ○欠席委員（1人）

委員 中島 由美子

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

---

### ○その他の議員

議員 杉 菌 道 朗                      議員 井 上 勝 博

---

### ○説明のための出席者

|                          |        |                               |       |
|--------------------------|--------|-------------------------------|-------|
| 総務部長                     | 今吉 俊郎  | 商工観光部長                        | 末永 隆光 |
| 総務課長                     | 田代 健一  | 観光・スポーツ対策監<br>兼観光・シティセールス推進課長 | 古川 英利 |
| 文書法制室長                   | 堀ノ内 孝  |                               |       |
| 財政課長                     | 今井 功司  | 建設部長                          | 泊 正人  |
| 防災安全課長                   | 角島 栄   | 建設政策課長                        | 須田 徳二 |
| 原子力安全対策室長                | 遠矢 一星  |                               |       |
|                          |        | 教育部長                          | 中川 清  |
| 企画政策部長                   | 永田 一廣  |                               |       |
| 新エネルギー対策監<br>兼新エネルギー対策課長 | 久保 信治  | 水道局長                          | 落合 正洋 |
|                          |        |                               |       |
| 市民福祉部長                   | 春田 修一  | 消防局長                          | 新盛 和久 |
|                          |        |                               |       |
| 農林水産部長                   | 橋口 誠   | 議会事務局長                        | 田上 正洋 |
| 農政課長                     | 中山 信吾  | 議事調査課長                        | 道場 益男 |
| 六次産業対策監                  | 小柳津 賢一 |                               |       |

---

○事務局職員

|              |       |           |      |
|--------------|-------|-----------|------|
| 事務局長         | 田上正洋  | 主幹        | 久米道秋 |
| 議事調査課長       | 道場益男  | 管理調査グループ員 | 榎並淳司 |
| 主幹兼議事グループ長   | 瀬戸口健一 | 議事グループ員   | 柳裕子  |
| 主幹兼管理調査グループ長 | 久保淳一  |           |      |

---

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）それじゃあ、皆さん、おはようございます。意見交換等も含めて、そして、また各種団体等いろんな行事があつて、議員各位におかれては、いろいろ御対応いただいていることを、大変感謝を申し上げます。

いよいよ3月定例議会ということで、大変議案も多いわけですが、新年度当初ということで、方向性を決める、大事な取り扱いをしていただく、きょうは9日前議運ということでもあります。

議題につきましては、進行表のとおり御協議をお願いしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて挨拶といたします。大変御苦労さまでございます。

---

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（大田黒 博）それでは、まず今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1—1、平成28年第1回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は2月24日から3月25日までの31日間です。会期日程は、2月24日の本会議で付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議。翌25日正午に代表質問の、午後3時に個人質問の通告締め切り。質問予定者数につきましては、資料1—2のとおり、代表質問が4会派、個人質問が最大で12人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、4日及び7日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、8日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託にはとを考えます。

また、休会中の10日及び11日に総務文教委員会と企画経済委員会を、14日及び16日に市民福祉委員会と建設水道委員会を開催願ひ、17日は委員会予備日とし、25日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が3月7日の本会議終了後に、最終日の議運が3月25日の午前9時から、それぞれ予定されております。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありました。質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

---

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2—1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、委員会の行政視察報告が3件ございます。総務文教委員会、建設水道委員会及び川内原子力発電所対策調査特別委員会から、2月24日の本会議において、それぞれ御報告いただく予定であります。

次に、閉会中の調査報告が1件、川内原子力発電所対策調査特別委員会から、2月24日の本会議において御報告いただく予定であります。

次に、閉会中の審査結果報告が3件、陳情第31号について企画経済委員会から、また、陳情第24号及び25号について川内原子力発電所対策調査特別委員会から、2月24日の本会議において、それぞれ御報告いただく予定であります。

ここで、資料2—2、陳情の審査結果一覧をご

らんください。

陳情第31号の付託先である企画経済委員会の審査結果は、不採択とすべきものであります。また、陳情第24条及び25号の付託先である川内原子力発電所対策調査特別委員会の審査結果は、いずれも不採択とすべきものであります。

なお、委員長報告を受けて、質疑、討論、採決となりますが、討論される議員におかれましては、2月22日までに通告くださるようお願いいたします。

資料2-1にお戻りください。次に、当局からの報告が3件ございます。報告第1号は、地方税法施行規則など、関係する総務省令の一部改正により、個人番号利用の取り扱いが改正されたことに伴い、早急に所要の規定整備が必要となった税条例の一部改正に係る専決処分について、議会の承認を求めるものであり、本件は2月24日の本会議審議にしてはと考えます。

報告第2号は、消防団員の防火水槽周辺整備作業中に発生した事故の損害賠償及び和解に係る専決処分の、また、報告第3号は、公用車による交通事故の損害賠償及び和解に係る専決処分の、それぞれ報告であり、いずれも2月24日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、一般議案47件、補正予算議案22件、平成28年度の当初予算議案15件の計84件であります。

ここで、資料2-3、付議事件一覧をごらんください。

議案第1号は、地域特産品直売所条例等の一部改正であり、祁答院世界一郷水車直売所を今年度末をもって廃止するとともに、民間事業者へ譲渡予定の「祁答院ロード51」について、譲渡先の選定に時間を要していることから、同施設の廃止期限を1年延長しようとするものであります。

なお、両施設の廃止については、昨年の9月議会において廃止条例が提案され、付託先の企画経済委員会の審査を経て、9月30日の本会議で可決されており、廃止条例の公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日までに廃止することとなっていたものであります。

2ページをごらんください。議案第2号は、塔之原活性化施設条例を廃止する条例の一部改正であり、民間事業者へ譲渡予定の鷹の巣冷泉について、譲渡先の選定に時間を要していることから、

同施設の廃止期限を1年延長しようとするものであります。

なお、同施設の廃止については、昨年の6月議会において廃止条例が提案され、付託先の企画経済委員会の審査を経て、7月3日の本会議で可決されており、廃止条例の公布の日から起算して9月を超えない範囲内において、規則で定める日までに廃止することとなっていたものであります。

以上の議案2件については、当局から2月24日の本会議審議としていただきたい旨、要請がありますので、本会議審議とするか委員会付託とするか、後ほど御協議をお願いいたします。

次に、議案第3号から議案第15号までは、平成27年度の一般会計及び各特別会計の第7回補正並びに水道事業会計の第3回補正予算であります。これら13件については、2月24日の本会議審議にしてはと考えます。

3ページをごらんください。次に、議案第16号は、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を新たに条例で定めようとするもの。

議案第17号は、行政不服審査法の公布に伴い、薩摩川内市行政不服審査会を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を新たに条例で定めようとするもの。

議案第18号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正であり、地方公務員法等の一部改正に伴い、等級別基準職務表の規定を新たに設けるとともに、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を改定するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第19号は、職員の給与に関する条例等の一部改正であり、関係法令の一部改正に伴い、職員の給料月額、初任給調整手当及び勤勉手当並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当を改定するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第20号は、行政不服審査法等の公布に伴い、情報公開条例、情報公開個人情報保護審査会条例、固定資産評価審査委員会条例など、関係条例の整備を図ろうとするもの。

議案第21号は、遊休公共施設等の有効活用等を図るための奨励措置、具体的には、遊休施設等の減額譲渡、減額貸し付け及び無償譲渡について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

議案第22号は、市立小学校・中学校条例の一部改正であり、東郷地域の小中一貫校新設に向け、平成29年4月に東郷、南瀬、山田、鳥丸、藤川の各小学校を統合しようとするもの。

議案第23号は、社会教育委員条例の一部改正であり、会議運営効率化等のため、当該委員の定数を見直そうとするもの。

議案第24号は、公民館条例の一部改正であり、会議運営効率化等のため、公民館運営審議会の委員定数を見直そうとするもの。

4ページをごらんください。議案第25号は、火災予防条例の一部改正であり、関係する総務省令の一部改正に伴い、ガスグリドル付コンロの対象火気器具への追加、その他所要の規定の整備を図ろうとするもの。

議案第26号は、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、本市の非常勤職員として、新たに不在者投票指定施設に、具体的には老人福祉施設などに投票立会人を置き、その報酬を定めようとするもので、以上の11件は3月10日及び11日の総務文教委員会に。

次に、議案第27号は、川内駅東口交流施設整備の財源に充てるため、同施設整備基金の設置について、新たに条例で定めようとするもの。

議案第28号は、新たに平成28年度から32年度までの過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第29号は、祁答院集会施設条例の廃止条例であり、同集会施設「ふれあい館」について、湯之元自治会へ無償譲渡するため、その用途を廃止しようとするもの。

5ページをごらんください。議案第30号は、財産の無償譲渡議案であり、議案第29号により用途廃止した後の祁答院集会施設「ふれあい館」の土地及び建物について、湯之元自治会の活動拠点として無償譲渡しようとするもの。

議案第31号は、財産の無償譲渡議案であり、既に用途廃止されている旧木場茶屋集会所の土地及び建物について、木場茶屋自治会の活動拠点として無償譲渡しようとするもの。

6ページをごらんください。議案第32号は、財産の無償貸し付け議案であり、用途廃止後のきんかんの里ふれあい館及び農村水辺修景施設の土地及び建物を物産販売施設等として、本年4月

1日から5年間、株式会社きんかんの里へ無償貸し付けしようとするもの。

議案第33号は、財産の無償譲渡議案であり、用途廃止後の祁答院特産品加工センターの建物4棟について、農産物加工及び付随サービスを行う施設として使用することを条件に、株式会社リンクスへ無償譲渡しようとするもの。

議案第34号は、財産の無償貸し付け議案であり、用途廃止後の祁答院特産品加工センターの敷地を農産物加工及び付随サービスを行う施設として使用することを条件に、本年4月1日から30年間、株式会社リンクスへ無償貸し付けしようとするもの。

7ページをごらんください。議案第35号は、財産の無償譲渡議案であり、用途廃止後の市民ふれあい農園施設の建物1棟について、地域交流活動及び付随サービスを行う施設として使用することを条件に、山之口自治会へ無償譲渡しようとするもの。

議案第36号は、財産の無償貸し付け議案であり、用途廃止後の市民ふれあい農園施設の敷地について、地域交流活動及び付随サービスを行う施設として使用することを条件に、本年4月1日から30年間、山之口自治会へ無償貸し付けしようとするもの。

議案第37号は、肥育素牛導入資金貸付基金条例の一部改正であり、貸付対象牛1頭当たりの貸付限度額等の引き上げ等を行うとともに、同基金の額を増額しようとするもの。

議案第38号は、水産物地方卸売市場条例の廃止条例であり、当該施設を普通財産に変更し、その活用を図るため廃止しようとするもの。

議案第39号は、財産の取得議案であり、入来町副田地内の土地、10万9,651.85平米を、記載のとおり、入来工業団地用地として取得しようとするもの。

8ページをごらんください。議案第40号は、下甌竜宮の郷の用途廃止後に、その譲渡を受け、当該施設を活用してホテル事業等を行う法人または団体に対し助成措置等を講じることにより、市民の利便性向上及び雇用の拡大を図るため、新たに、下甌竜宮の郷活用促進条例を制定しようとするもの。

議案第41号は、財産の無償譲渡議案であり、用途廃止後の下甌竜宮の郷の建物1棟について、

宿泊及び付随サービス提供施設として使用することを条件に、KOSCOINN株式会社へ無償譲渡しようとするもの。

議案第42号は、財産の無償貸し付け議案であり、用途廃止後の下甌竜宮の里の敷地について、宿泊及び付随サービス提供施設として使用することを条件に、本年4月1日から30年間、KOSCOINN株式会社へ無償貸し付けしようとするもの。

議案第43号から次のページ、9ページの46号までは、いずれも指定期間満了に伴う各施設に係る指定管理者の指定議案であります。

43号は、「せんだい宇宙館」の現在の指定管理者を引き続き指定しようとするもの。

44号は、上甌県民自然レクリエーション村の指定管理者として、新たに昌和建设株式会社を指定しようとするもの。

45号は、祁答院生態系保存資料施設アクアイムの、46号は瀬尾観音三滝キャンプ場の、いずれも現在の指定管理者を引き続き指定しようとするもので、以上の20件は3月10日及び11日の企画経済委員会に。

次に、議案第47号は、附属機関に関する条例の一部改正であり、いわゆるPFI法に基づく川内クリーンセンターの基幹的設備改良に係る民間事業者の選定その他事業実施に必要な事項を審査するため、一般廃棄物処理施設整備事業審査委員会を設置しようとするもの。

議案第48号は、下甌葬斎場に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、新たに「こもれびの郷」を指定しようとするもの。

議案第49号は、高齢者福祉施設条例の一部改正であり、上甌高齢者ふれあいセンターについて、その利用状況等を勘案し廃止しようとするもの。

議案第50号は、介護保険条例の一部改正であり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期について所要の規定整備を図ろうとするもの。

10ページをごらんください。議案第51号は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い、小規模な通所介護について、地域密着型通所介護へ移行するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第52号は、指定地域密着型介護予防サー

ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部改正であり、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者について、運営推進会議の設置を義務づけるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第53号は、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を、新たに条例で定めようとするもの。

議案第54号は、子ども医療費の助成に関する条例の一部改正であり、子ども医療費助成金について、子育て支援施策の充実を図るため、助成対象を18歳まで拡充しようとするもので、以上の8件は、3月14日及び16日の市民福祉委員会に。

次に、議案第55号は、普通公園条例の一部改正であり、久見崎公園を普通公園として設置するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第56号は、財産の無償譲渡議案であり、既に用途廃止されている旧一条殿公園の土地1筆を、陽成地区コミュニティ協議会の活動拠点として無償譲渡しようとするもの。

11ページをごらんください。議案第57号薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例の制定については、天辰町及び白浜町の各一部の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るため、土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業を施行することについて、同法の規定により条例で施行規程を定めようとするもの。

議案第58号は、手数料条例の一部改正であり、関係法令の一部改正等に伴い、既存住宅の増築又は改築における長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査事務等について、新たに手数料を定めようとするもの。

議案第59号は、市営住宅条例の一部改正であり、老朽化の著しい住宅1棟4戸について、その用途を廃止しようとするもの。

議案第60号は、建築審査会条例の一部改正であり、建築基準法の一部改正に伴い、薩摩川内市建築審査会の委員の任期について条例で定めようとするもので、以上の6件は、3月14日及び16日の建設水道委員会に、それぞれ付託してはと考えます。

なお、今期定例会に提出される指定管理者の指定議案、財産の無償譲渡及び無償貸し付け議案につきましては、今後、各議員に文書で照会するなど除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。

また、本会議初日においては、除斥対象議案を除く議案を一括議題として提案理由説明を受け、除斥対象議案は、別途1件ずつ議題として提案理由説明を受けることとなります。さらに、総括質疑、また最終日の委員長報告及び採決についても同様の取り扱いとなります。

次に、議案第61号は、平成27年度の一般会計第8回補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第62号から12ページの69号までは、平成27年度の各特別会計の第8回補正予算及び水道事業会計の第4回補正予算であり、それぞれ記載のとおり、各常任委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第70号から84号までは、平成28年度の当初予算であります。

議案第70号は、平成28年度一般会計予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第71号から、13ページの84号までは、平成28年度の各特別会計予算及び水道事業会計予算であります。それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、中日に議案第1号及び2号関連の指定管理者の指定議案が2件、最終日に補正予算議案1件及び人事案件として人権擁護委員候補者の推薦に係る議案3件が、それぞれ予定されているようです。

以上です。

**○委員長（大田黒 博）** ただいま、事務局長から説明がありました。

引き続き、当局の補足説明に入りますが、取り扱いの異なる案件が複数あることから、案件ごとに取り扱いを決定してまいります。

まず、定例会初日に本会議審議を予定している専決処分の承認を求めるについて、当局に補足説明を求めます。

**○総務部長（今吉俊郎）** おはようございます。今ほど、議会事務局長から概要説明がありました資料の2―3、付議事件一覧では1ページの最初にあります専決処分の承認について、補足で説明

をさせていただきたいと思っております。

報告第1号で、12月28日に専決処分させていただいたことの報告並びに承認を求めるものでございます。市税条例の一部改正条例の一部改正でございます。

個人番号制度に関する内容でございますが、ことし1月から個人番号の記載が始まっておりますが、市税等の減免手続におきまして、個人番号の記載を不要とするものでございます。

総務省令の改正が12月25日で行われました関係で、12月議会終了後、議会を招集するいとまがなかったために専決処分を行った次第でございます。

については、初日の本会議で御承認を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

**○委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** 質疑、意見はないと認めます。

それでは、報告第1号については、定例会初日の本会議審議とすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、定例会初日の本会議審議案件として、当局から要請のありました議案第1号及び議案第2号について、当局に補足説明を求めます。

**○農林水産部長（橋口 誠）** 大変申しわけございませんが、議案第1号及び議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます前に、一言、おわびを申し上げたいと思っております。

先ほど、議会事務局長のほうから御説明もいただきましたけれども、祁答院ロード51と鷹の巣温泉につきまして、民間譲渡のための協議を進めてまいりましたが、その協議が不調に終わりました。譲渡先法人の選定に時間を要しておりますことから、地元要望も受けまして、今回、1年間指定管理を延長することにより、当該施設の利用を継続してまいりたいと考えているところでございます。

そのため、通常では予定されていない、既に6月議会と9月議会で可決をいただいております

両施設の廃止条例の期間延長のための一部改正議案を提出いたしましたこと、また、あわせて、本来ならば条例改正議案等につきましては、常任委員会へ付託をしていただき、審査をお願いしなければならないところではありますが、4月1日以降の指定管理に対応するための私ども事務手続の関係などから、議会初日の本会議審議をお願いすることになりましたことにつきましておわびを申し上げます。大変申しわけございません。

引き続き説明させていただいてもよろしいですか。

○委員長（大田黒 博）はい。

○農林水産部長（橋口 誠） それでは、私のほうから、議案第1号薩摩川内市地域特産品直売所条例等の一部を改正する条例の、特に、祁答院ロード51の関係につきまして説明をさせていただきますので、本日、お手元に配付させていただいております議会運営委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の祁答院ロード51の概要でございますが、ロード51におきましては、祁答院地域の農家等が育てました安心・安全な農産物や加工品等の販売を行っており、祁答院地域の農産物等の生産販売の拡大や高齢農家の生きがい対策に寄与しているものでございます。

特に、7月に開催されます「ほおずき市」や、12月開催の「さつま雪もちフェア」には、市内はもとより、市外、県外からの利用者の皆様に大変好評をいただいているイベントになっております。

なお、現在の指定管理者は、ロード51出荷協議会でございます。

年間利用者数の推移につきましては、平成26年度で3万1,114人でございまして、ごらんとおり、少しずつ減少してきております。

また、経営収支であります。これにつきましても、年々、収入支出とも減少してきており、平成26年度の当期純利益は3万2,432円にとどまっているところでございます。また、この収入の中には、指定管理料の96万4,000円が含まれているものでございます。

2のこれまでの民間譲渡に向けての経緯でございますが、祁答院ロード51につきましては、公有財産利活用方針におきまして、平成28年度以降は、民間譲渡の方針が出されております。

そのため、昨年の5月以降、現在の出荷協議会と5回にわたりまして協議を行ってまいりましたが、8月の臨時総会におきまして、新しい体制のもとで譲渡を受ける方針が確認されたところでございます。

これを受け、私どもは、施設の廃止条例案を9月議会に上程をさせていただき、委員会付託を経まして議会の議決をいただいているところでございます。

その後、10月になりまして新体制の組織づくりと譲渡を受けるための会員間の具体的な協議が進んでいないということが明らかになり、新しい予定の会長の方や現在の出荷協議会の方々、12月まで4回にわたり協議を行ってまいりましたが、協議は不調に終わったところでございます。

このようなことから、12月4日から22日までの公募期間におきましても、どなたからも応募がいただけなかったものでございます。

ことし1月になりまして、このままでは3月末をもってロード51が閉鎖となってしまう、生産者としても出荷できる場所がなくなってしまうことから、現在の出荷協議会のほうから指定管理期間の延長の要望がなされ、私どもも諸事情を勘案し、現指定管理者において1年間みの期間延長を行い、この1年間のうちに譲渡希望者の選定を行うこととしたものでございます。

また、去る2月4日出荷協議会の全体説明が行われまして、農産物生産者と加工品生産者、双方から代表を出し、新しい組織づくりを行っていくことが現在、確認されているところでございます。

3の今後のスケジュール案の考え方でございます。先ほども御説明いただきましたが、まず2月24日の議会の初日に条例の一部改正議案の審議をお願いしたいと考えております。同日可決をいただきましたら、これを受けまして指定管理者の選定委員会を開催させていただき、内部での事務手続を終わらせた後、議会の中日に指定管理者の議案を提案させていただき、常任委員会の付託をお願いしたいと考えております。

常任委員会の審査の後、3月25日での本会議で可決いただきたいと思います。もし、この議会の可決をいただければ、先ほども少し触れましたが、4月1日以降、ロード51は閉鎖せねばならず、生産者が出荷できなくなるとともに、



利用者の購買の機会が失われるということになってまいります。

可決をいただきましたならば、1年間指定管理が延長されることとなりますが、できるだけ早い、早期に、新しい組織体制を立ち上げていただき、法人化への取り組みと施設譲渡のための準備を進めていただきたいと思います。

私どももアドバイスをしながら、また相談も受けてまいります。この状況を把握しながら、譲渡の取り組みがどうしても困難な場合には、新たな譲渡先、譲渡希望者の掘り起こしも行っていかなければならないと考えているところでございます。

そこで、資料の1ページにお帰りいただきたいと思います。2の改正の趣旨の表の下の部分でございますが、祁答院ロード51につきましては、指定管理制度の委託料制を採用しておりますものですから、このため、3月補正予算で債務負担行為の設定を提案させていただくことにしております。これも3月議会での初日を御審議いただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）**引き続き、鷹の巣冷泉について説明をさせていただきます。

今のページの1ページ、観光シティセールス課の鷹の巣冷泉の欄を見ていただきますと、指定管理区分は利用料金制となっております。債務負担行為はございません。

引き続き、3ページをお願いいたします。鷹の巣冷泉につきましては、公衆浴場と物産品の販売所を併設した年間の入浴客が約2万人の施設でございます。

収支状況につきましては、そこにありますとおり約800万の収入に対して、収支差し引きが130万程度出てるものでございますが、6月議会で議案を提案させていただいて、廃止の方向性を示していただき、それから、私どもといたしましては、この民間譲渡に向けて、譲り受けを受けていただく業者さんに売り込みをしたり、地元説明をやったりしております。

最終的には、11月から公募期間を設けてまして譲渡先を探したんですけども、残念ながら、私どもの力不足で相手方を見つけることができませんでした。

今、A重油がかなり下がっております、そこ

ら辺も売り込みを図ったんですけど、うまく行きませんでした。このままでは、3月31日で温泉利用がストップするというので、今回、まことに申しわけございませんが、初日提案で1年間の猶予をいただく条例改正案の提案をさせていただきたいというふうに考えております。

ここで審議いただきまして、中日で改めて指定管理議案を提案させていただきますと、何とか、これから先もこの1年間、非常に大変な、選定先、譲渡先を探すのは非常に大変な作業ではあるんですが、頑張りたいと思いますので、ぜひとも今回の提案、中日提案等につきまして、御理解を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計りくださいようお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

以上です。

**○委員長（大田黒 博）**ただいま、2件について説明がありました。質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）**初日の方向でいいでしょうか。質疑、意見はないと認めます。

それでは、議案第1号及び議案第2号については、定例会初日の本会議審議とすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）**御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、定例会初日に本会議審議を予定している第7回補正予算について、当局に補足説明を求めます。

**○財政課長（今井功司）**それでは、議案第3号から議案第14号までの各会計補正予算の概要につきまして御説明いたします。

別冊となっております平成27年度薩摩川内市各会計予算に関する説明書（第7回補正）でございます。第7回補正の予算書を御準備いただきたいと思います。261ページをお開きいただきたいと思います。

また、あわせて予算資料といたしまして、第7回補正予算の概要もお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。それでは、説明をいたします。

261ページ、各会計歳入歳出補正予算額調の表でございます。今回の補正は、一般会計と簡易水道事業を初め、11特別会計の補正となっております。

ります。

一般会計の補正額は、1億8,584万7,000円の増額、補正後の額を542億3,624万5,000円とするものであり、特別会計はごらんのとおりでございます。

まず、特別会計の主な補正の内容について御説明いたします。

特別会計では、事業費の確定、または執行見込みにより増減調整が主体となっておりますが、公共下水道事業など3特別会計におきまして、繰越明許費の設定など、所要の補正を行っているところでございます。

次に、263ページの歳出目的別の表をごらんいただきたいと思っております。一般会計補正予算の主な内容につきまして、歳出を目的別に御説明いたします。

なお、今回の補正では、各費目全般にわたり、実績見込みにより各経費の減額調整を行っておりますが、各費目におきまして増額となった主なものにつきまして御説明させていただきます。

総務費では、財産一般管理費において、国債運用で生じた益金相当額を財政調整基金等に積み立てる経費を増額したほか、今後の財源対策として、市有施設保全基金への基金積立金を増額し、次世代エネルギー推進費において、国の補正予算に係る地方創生加速化交付金の補助採択見込みを受け、「メイドイン薩摩川内LED灯」の販路開拓に係る経費や、竹バイオマス産業都市構想に基づくエネルギー利用に係る地域システム構築等に係る経費を増額しております。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業費において、国の補正予算を受け、低所得の高齢者に給付します年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る経費を計上し、同じく、国の補正予算を受け、保育所運営費において、国家公務員の給与改定に対応した単価改定や保育士等の処遇改善に係る加算措置により、保育所運営補助費を増額しております。

衛生費では、国民健康保険対策費において、一般会計から特別会計へ繰り出し得るとなっておりますが保険基盤安定負担分につきまして、保険料軽減や保険者支援に係る制度拡充に伴い、実績見込みにより繰出金を増額し、汚泥再生処理センター施設管理費において、処理量の増に伴い所要経費を増額しております。

商工費では、商工総務費において、業務量の増

により職員手当等を増額し、消防費では、総合防災センター施設整備事業費において、県補助金の追加内示を受け、後年度の財源対策のため総合防災センター施設整備基金積立金を増額しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。262ページでございます。歳入の表をごらんください。

市税におきまして、調停及び収納実績の見込みにより、市民税法人分を増額しております。地方交付税は、国の補正予算により追加交付となった普通交付税を増額しております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料は、いずれも実績見込みにより増減調整しているところでございます。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示や事業費確定等により、各補助金等を増減調整しております。

財産収入では、利子及び配当金について、各基金における定期預金運用利子収入を増減調整し、基金運用収入については、国債運用益金が生じたことにより、財政調整基金運用収入を増額するとともに、地域活性化基金及び減債基金において、それぞれにかかります運用収入を計上するものであります。

土地建物売り払い収入においては、実績見込みにより増額をしております。

寄附金では、総務費寄附金において、ふるさと納税寄附金は、収入見込みより1,200万円を、次世代エネルギー推進基金寄附金として1件211万7,000円を、また、教育費寄附金において1件5万円をいただきましたので、予算補正するものであります。

繰入金は、今後の財源対策として財政調整基金繰入金を減額し、特別奨学基金及び市民活動支援基金等において、実績見込みにより、それぞれ繰入金を減額するものであります。

諸収入は、収入見込みにより預金利子収入を増額し、事業費確定により道路事業受託事業収入及び林業受託事業収入を減額し、雑入において、それぞれ実績確定等により、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金や鹿児島県市町村協会市町村交付金等を増減調整しております。

市債では、借入配分額の増により、レクリエーション施設整備事業債を増額し、国の補正予算の

国庫補助内採択見込みにより情報体制強化対策事業債を計上するほか、事業費の確定見込みにより、都市計画事業債及び現年公共災害復旧事業債等を減額しております。

続きまして、継続費について御説明いたします。8ページでございます。第2表、継続費補正は、中郷五代線立体交差部整備事業において、肥薩おれんじ鉄道等との施工協定締結により、年割額の変更を行うものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。9ページから10ページでございます。第3表、繰越明許費補正は、追加が22事業、変更が2事業であります。

まず、追加の22事業になりますが、国の補正予算に係るもので、今回の補正対応となったものが4事業、工法の検討や設計基準の変更により期間を要したことによるものが6事業、用地交渉、関係機関との調整に期間を要したことによるものが12事業であります。

次に、10ページの2事業の変更でございますが、両事業とも用地交渉関係機関との調整に期間を要したことにより、繰越額の変更を行うものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。11ページから12ページをごらんいただきたいと思います。第4表、債務負担行為補正は、追加が8件、廃止が2件、変更が6件であります。

追加は、11ページの8件のうち6件が来年度に更新時期を迎える指定管理料に係るものであり、大家畜・養豚特別支援資金利子補給及び甌島漁業共同組合借換資金保証料補助の2件につきましては、事業執行の観点から債務負担行為の設定を必要とするものであり、廃止については、2事業とも本年度において債務が発生しなかったことによるものであります。

次に、変更の6件は、契約執行や本年度の借入れ額等が確定し、後年度の負担限度額が判明したことにより、期間並びに限度額を変更しようとするものであります。

次に、地方債につきまして御説明いたします。13ページでございます。第5表、地方債補正は、追加が1件、変更が9件であり、追加の情報体制強化対策事業は、国の補正予算に係る補助内示により、新たに追加するものであり、変更の9件につきましては、借入れ配分額の増や事業費の確

定見込みにより限度額を変更しようとするものであります。

これで、第7回補正予算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、第7回補正予算については、定例会初日の本会議審議とすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、各常任委員会に付託を予定している第8回補正予算及び当初予算について、取り扱いを審査します。

まず、第8回補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）議案第61号から第68号までの各会計補正予算の概要について御説明いたします。

別冊となっております第8回の補正予算書、平成27年度第8回の補正予算書の119ページをごらんいただきたいと思います。また、あわせて、補正予算の資料といたしまして、第8回補正予算の概要もお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。それでは、119ページ、各会計歳入歳出補正予算額調の表になります。

今回の補正は、一般会計と簡易水道事業を初め7特別会計の補正となっております。

一般会計の補正額は、5,404万1,000円の増額、補正後の額を542億9,028万6,000円とするものであり、特別会計はごらんのとおりであります。

今回の補正は、いずれの会計におきましても、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準ずる薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく給与改定に伴い、所要の調整を行うものでございます。

では、一般会計につきまして、補正予算の概要を説明いたしますので、121ページの歳出目的別の表をごらんください。

今回の補正では、議会費、総務費など、各費目におきまして、必要に応じ職員給与改定に伴います職員給与等の増額を行うとともに、給与改定による各特別会計の予算補正に伴い、それぞれに係ります繰出金を増額しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。120ページの歳入の表をごらんいただきたいと思っております。歳入では、繰入金におきまして、職員給与や繰出金等の増に対応するため、財政調整基金繰入金を増額し、諸収入におきまして、職員派遣に伴います甕島敬老園からの派遣協定収入を増額しているところでございます。

これで、第8回補正に係ります予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** 質疑、意見はないと認めます。

次に、当初予算について、当局に説明を求めます。

**○総務部長（今吉俊郎）** 平成28年度の当初予算につきまして、補足説明をさせていただきますが、私のほうから概要を申し上げます。

一般会計総額518億4,000万円を計上し、提出させていただくことになりました。

本年度、平成27年度と比較しますと、16億9,000万円の増額予算となります。この後、財政課長が概要を詳しく説明いたしますが、その主な増要因につきまして、総合戦略に掲げます予算を再優先で確保したかったこと、それから、国の方針に沿いまして、社会保障関係経費を増額で措置しております。

その他、行政経費につきましては、昨年に引き続きまして、施策優先度に基づきまして減額調整で予算編成を行った次第でございます。地方交付税は段階的縮減の2年目に当たりますけれども、8億円の減額で調整。あるいは県支出金につきましては、原子力発電施設立地地域調整交付金の12億5,000万円の増。あるいは財政調整基金などの基金繰り入れを、ことしは6億3,000万円増などで対応したところでございます。

結果としまして、本年度しました平成28年度の当初予算は、27年度よりも増額の予算となったところでございます。

私からは、以上でございます。

**○財政課長（今井功司）** それでは、平成28年度当初予算について概略御説明いたしますので、別冊のカラーの表紙となっております当初予算のポイントを御準備いただきたいと思います。

表紙をあけていただきまして1ページでございます。1ページは、平成28年度予算編成に係る方針を示したものであります。

平成28年度予算は、重要課題である人口減少、少子高齢化に対し、施策横断的な連携を推進するため、総合戦略に掲げる事業を再優先事業として位置づけ、優先的に予算確保することとし、その他の施策につきましても事業の選択と集中化を図った予算編成を行った考え方を示しているところでございます。

次に、2ページをごらんください。平成28年度の予算規模であります。全会計ベースと一般会計の規模、伸び率はごらんとおりでございますが、一般会計にあつては、対前年度3.2%の増、15.9億円増の518億4,000万円となっております。

予算の特徴でございます。ごらんとおり、総合戦略の展開、社会保障関係経費の確保、次世代エネルギー施策の推進、市民の安全・安心を守る防災対策、経済対策事業の実施、投資的事業の重点化の6項目に力点を置いた予算となったところでございます。

3ページになります。上段では特別会計、公営企業会計の予算規模及び主な動向を、下段には起債残高及び基金残高を示しておりますが、市債残高は、対前年度比で35.5億円の減、基金は19.8億円の減となっております。

なお、その下に示してありますとおり、基金のうち、財政調整基金及び減債基金の合計額につきましては、対前年度比で19.3億円の減であります。

また、4ページから6ページには円グラフを用いて、一般会計の歳入歳出の経費等の割合をお示しさせていただいたほか、下段には、主な動きにつきまして増減の額及び率のほか、その要因を概略で示させていただいているところでございます。

7ページ以降につきまして、人件費、普通建設事業費維持補修費、市債、基金残高等の推移に関する情報を掲載しておりますので、詳細につきましては、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、11ページでございます。9の各施策の政策的予算措置状況をごらんいただきたいと思っております。ここでは、第2次総合計画の基本方針ごとに別冊となっております当初予算概要の26ページ以降に掲載いたしました事業概要をもとに主要事業についてお示ししているものでございます。

ここに掲載しております事業件数は335事業、事業費にして529.4億円、うち新規が39事業、8.1億円となっております。

23ページをごらんいただきたいと思っております。23ページから24ページにわたりまして、来年度、平成28年度に事業展開いたします総合戦略事業を、四つの基本方向ごとに抽出いたしましてお示ししております。

ここに掲載しております事業件数は49事業、事業費について16.3億円、うち新規が17事業、2.5億円となっております。

これで、平成28年度一般会計等の概要説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、第8回補正予算及び当初予算については、説明のとおり各常任委員会に付託することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、その他、今期定例会に付議される議案等について、当局から補足説明はありませんか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）それでは、先ほど、本日配付いたしました議案運営委員会資料を、先ほど祁答院ロード51と鷹の巣冷泉の資料をお手元のほうにお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

この資料の4ページをお願いいたします。一番後ろのページでございます。今定例会で付議される議案のうち、議案40号から42号まで、下甕竜宮の郷についての議案を提案させていただいております。

竜宮の郷につきましては、平成27年10月から、この具体的に公募して、相手方がいまして

したので、個別交渉をしながら民間譲渡に係る準備をしておりますが、このたび、先方から譲り受けを受けていいということで協議が調いましたので、今議会で提案させていただいております。

譲渡先の法人は、先ほども説明がございましたとおり、KOSCOINN株式会社。本社が名古屋市にございます。資本金は1,300万円で、直近の売り上げが約11億円。事業といたしましては、ホテルの再生、それから運営をやっている会社でございます。現在、全国で16店舗ホテル事業を展開しております。

今回は、譲渡をして、土地は貸し付けて、10年間宿泊事業をやるということで、現在、仮契約まで進んでいる状況でございますので、今議会での審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま補足説明がございましたけれども、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

そのほか、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑はないと認めます。

それでは、その他、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時55分休憩

~~~~~

午前11時 6分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞  
さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博